

ソーシャルワーク学内代替実習の 教育実践と今後の課題

河谷はるみ・安部計彦・中馬充子・倉田康路・山本佳代子・
平直子・山田美保・田中康雄・孔英珠・萩沢友一・倉光晃子・
中村秀郷・穴井あけみ¹

Practice and Future Challenges of the Alternative On-Campus
Program in Social Work Field Education

Harumi Kawatani, Kazuhiko Abe, Mitsuko Chuman,
Yasumichi Kurata, Kayoko Yamamoto, Naoko Taira,
Miho Yamada, Yasuo Tanaka, Young-ju Kong, Yuichi Hagsisawa,
Akiko Kuramitsu, Hidesato Nakamura, and Akemi Anai

I. はじめに

西南学院大学人間科学部社会福祉学科の教育理念は、キリスト教主義による人間教育の理念に基づいた教育を行い、社会福祉の分野に関する専門的知識と技能の習得を通じて、これらの分野の専門家である社会福祉士、精神保健福祉士、保育士などを養成するとともに、これらの専門的知識と技能を生かして社会に貢献する人間を育成することである。

また学科のディプロマ・ポリシーは①人間の尊厳の価値を踏まえて自らが社会的役割を有することを自覚し、主体的思考力や総合的判断力などをもって、新たな社会の変化に柔軟に対応し、問題解決に向けて行動する、②人権と社会

¹ 西南学院大学人間科学部社会福祉学科専任実習指導専門職員

正義の理念に精通し、高い倫理観を身に付けている、③他者を受容し、共感する力を修得している、④個人と社会の幸福を追求し、それらが相互に関連していることを理解し、社会福祉専門職となる基本的知識と技術を備えている、⑤社会福祉分野の専門的知識・技術を習得し、現実場面で実践できる等である⁽¹⁾。よって、ソーシャルワーク実習（主に3年生が履修、4単位）は、社会福祉士国家試験受験資格を得るための必須科目であるとともに、学科のディプロマ・ポリシーに適った主要科目といえる。

2021（令和3）年度は、82名の学生が47ヶ所でのソーシャルワーク実習を予定していた。しかし2021（令和3）年度も新型コロナウイルス感染症拡大のため、実習先から社会福祉実習指導室に中止・中断の連絡が入り、ソーシャルワーク学内代替実習の検討を開始せざるを得なくなった。

本稿では、社会福祉の現場実習であるソーシャルワーク実習を「学内」の「対面授業」で実施する、学内代替実習の限界と今後の課題を整理する。そして学内代替実習のプログラム策定と教育実践には、実習前の連絡調整から実習後のサポートまでの一貫した実習教育体制が重要であることを論述する。最後に、新カリキュラムのソーシャルワーク実習には学内組織だけではなく学外との組織、具体的には社会福祉の専門職団体や地域社会（社会福祉法人には、地域における公益的な取組の実施に関する責務規定がある（社会福祉法24条））との連携という、より広い視点からの実習教育体制の構築が必要であることを述べていきたい。（河谷はるみ）

Ⅱ. 学内代替実習に向けた事前準備とプログラムの策定

2020（令和2）年度（以下、「前年度」とする）に、初めての試みとして実施されたソーシャルワーク学内代替実習のプログラムは①ソーシャルワーク実習の段階的な学びの展開（職場実習→職種実習→ソーシャルワーク実習）と、②社会福祉の構造的（マクロ→メゾ→ミクロ）の2次元から複合的に構成され、このプログラムに基づき、各教員らの専門分野の観点からソーシャルワーク実践に関する講義・演習および自主学習課題のテーマが設定された⁽²⁾。

2021（令和3）年度は、前年度のプログラムを基盤にしつつ、可能な限り、より社会福祉の「現場（実践）」の体験にアプローチできるようなプログラムを検討した。そのため、社会福祉学科と社会福実習指導室は、教務課と予算交渉を行い、専任教員担当を前年度19名から25名に増やし（非常勤講師は11名から8名に削減）、福祉の実現場からの外部講師も4名から6名に増やした。

2021（令和3）年11月17日、ソーシャルワーク学内代替実習の事前オリエンテーションを実施した。「準備・片付けのマニュアル」を新たに作成し、現場実習同様、学内代替実習中は「実習生」であることの意識づけを行った。そして、準備や片付けも「実習」であることを事前指導した（資料1）。

2021（令和3）年度のソーシャルワーク学内代替実習は11月29日から12月22日の18日間、全て対面授業で実施した（表2）。前年度の実習生は、全日程15名（うち1名は途中で現場実習が中止となった学生）であったが、2021（令和3）年度は、15名中11名が一部現場実習を行うことができたため、日によって実習生が4～15名とばらつきがあった。なお、各実習生の代替プログラム必要時間数（日数）については教務課が算出した。プログラムの構成については、各実習生の実習先や現場実習内容を考慮し、ソーシャルワーク実習指導Ⅱの担当教員が選定した。（河谷はるみ・穴井あけみ）

資料1 2020（令和3）年度 学内代替実習プログラム 準備・片付けマニュアル

◆担当者

該当日の担当者は以下の準備等を行うこと。

日にち	受講者数	担当者	日にち	受講者数	担当者
11/29(月)	7	●●、●●	12/10(金)	13	●●、●●
11/30(火)	7	●●、●●	12/13(月)	9	●●、●●
12/ 1(水)	15	●●、●●	12/14(火)	9	●●、●●
12/ 2(木)	7	●●、●●	12/15(水)	13	●●、●●
12/ 3(金)	7	●●、●●	12/16(木)	13	●●、●●
12/ 6(月)	7	●●、●●	12/17(金)	13	●●、●●
12/ 7(火)	12	●●、●●	12/20(月)	4	●●、●●
12/ 8(水)	6	●●、●●	12/21(火)	9	●●、●●
12/ 9(木)	9	●●、●●	12/22(水)	12	●●、●●

- ① 8：45 に実習指導室へ行き、以下のものを受け取る。
 - ・延長コード
 - ・パーテーション（人数分）
 - ・アルコール消毒液、キッチンペーパー、ごみ袋、セロテープ
 - ・ビデオカメラ・三脚
- ② 1 限開始までに以下の準備を行う。
 - ・窓を開け換気する
 - ・アルコール消毒液とキッチンペーパーを前の机に置く
 - ・ゴミ袋をセロテープで前の机につける
 - ・ビデオカメラ・三脚の設置
- ③ 対面授業の開始時と終了時、教室に設置してあるビデオカメラの録画ボタンを押す。
- ④ 対面授業終了後、実習指導室へビデオカメラと三脚を返却する。
- ⑤ 5 限終了後、朝借りたものを実習指導室へ返却する。

◆全員

各自、以下の片づけや準備を行うこと。

- ① 1 限開始までにアルコールとキッチンペーパーで自分が使用する机と椅子を除菌する。
- ② 3 限開始までに自分が使用している机と椅子を除菌する。
- ③ 5 限終了 15 分前から、全員で以下の片づけ作業を始める。
 - ・自分が使用した机と椅子の除菌
 - ・自分が使用したパーテーションをアルコールとペーパーで拭き台車に戻却
 - ・その他、教室内で人が触れた場所の除菌
 - ・延長コードの回収
 - ・窓の戸締り
 - ・ゴミ袋を回収し、トイレ横のごみ箱に捨てる

西南学院大学社会福祉学科（実習指導室作成）

表 2 2020 (令和 3) 年度 学内代替実習プログラム

担当	11月29日(月)	11月30日(火)	12月1日(水)	12月2日(木)	12月3日(金)
受講者数	河谷はるみ 7名	河谷はるみ 7名	倉田康路 15名	河谷はるみ・中村秀郷 7名	安部計彦 7名
1限	導入①(オリエンテーションと実習計画書の作成)	導入②(実習計画書の作成)	社会福祉とソーシャルワーク	ソーシャルポリシーとソーシャルワークI(深谷)	児童虐待事例演習Ⅰ～Ⅳ
2限	自主学習	自主学習	自主学習	自主学習	自主学習
3限	自主学習	自主学習	自主学習	自主学習	自主学習
4限	自主学習	自主学習	自主学習	自主学習	自主学習
5限	記録	記録	記録	記録	記録
担当	12月6日(月) 森沢友一 7名	12月7日(火) 倉光晃子 12名	12月8日(水) 山田美保 6名	12月9日(木) 山本佳代子 10名	12月10日(金) 長野圭介 13名
受講者数	社会福祉協議会におけるコミュニケーションワーカーの役割と業務	障害者福祉施設における生活支援員の役割と業務	中間総括、これまでの実習を振り返って	子どもの作と子育てにおけるソーシャルワーク類	ソーシャルワークにおける個別支援① ケアマネジメントの理論と方法
1限	自主学習	自主学習	自主学習	自主学習	自主学習
2限	自主学習	自主学習	自主学習	自主学習	自主学習
3限	自主学習	自主学習	自主学習	自主学習	自主学習
4限	自主学習	自主学習	自主学習	自主学習	自主学習
5限	記録	記録	記録	記録	記録
担当	12月13日(月) 田中康雄 9名	12月14日(火) 平直子 9名	12月15日(水) 坂本沙織 13名	12月16日(木) 松澤秀樹 13名	12月17日(金) 長野圭介 13名
受講者数	社会福祉総合組織の役割と取り組み	医療機関における社会福祉士の役割と業務	精神障害者に対するソーシャルワーク実践	スクールソーシャルワークの実践	ソーシャルワークにおける個別支援② 個別支援計画の策定
1限	自主学習	自主学習	自主学習	自主学習	自主学習
2限	自主学習	自主学習	自主学習	自主学習	自主学習
3限	自主学習	自主学習	自主学習	自主学習	自主学習
4限	自主学習	自主学習	自主学習	自主学習	自主学習
5限	記録	記録	記録	記録	記録
担当	12月20日(月) 倉田康路 4名	12月21日(火) 孔英珠 9名	12月22日(水) 山田美保 12名		
受講者数	災害支援におけるソーシャルワーク実践	人の終末期に必要なケア、終末期ケアの選択	最終総括：実習全体を振り返って		
1限	自主学習	自主学習	自主学習		
2限	自主学習	自主学習	自主学習		
3限	自主学習	自主学習	自主学習		
4限	自主学習	自主学習	自主学習		
5限	記録	記録	記録		

西南学院大学社会福祉学科(実習指導室作成)

Ⅲ. 学内代替実習プログラムの具体的展開

1. オリエンテーション（担当：河谷はるみ）

2021（令和3）年度学内代替実習プログラムの視点と枠組みは、基本的に前年度と同様である。オリエンテーションの目的は事前オリエンテーションの確認、プログラム（全体像）の把握、そして実習目標を明確にすることである。

はじめに実習生は、実習の基本的な姿勢（挨拶、時間厳守、感染症対策など）と資料・課題、ソーシャルワーク実習代替プログラム実施記録を確認し、学内であっても「実習生」という意識を高めていった。次に実習計画書の作成、実習予定であった実習施設・機関の事前学習と前期ソーシャルワーク演習Ⅳの学びを整理した。自主学習の時間も実習生の様子（振り返りと課題への取り組み、質問に対する返答等）を教室で確認することに努めた。

前年度の感染症対策と衛生管理の講義は、本学保健管理室が担当くださった。今回は、中馬充子教授の「施設実習におけるリスクマネジメントと安全能力を考える」というテーマでマクロの視点からの講義とし、かつディベート・ディスカッションを取り入れた。このディベート・ディスカッションにより、実習生は早い段階で、お互いの価値観と専門職としての中立性を念頭に置いた支援の在り方を考えることができたのである。（河谷はるみ）

2. 施設実習におけるリスクマネジメントと安全能力を考える

（担当：中馬充子）

（1）学習のねらい

本講義は、「ソーシャルワーク実習指導・実習のための教育ガイドライン」（2021年8月改訂版）の3(2)養成校内のマネジメント～実習におけるリスクマネジメント～」で指摘された3点を前提として開講した。各回の講義内容は、「実習生の権利と義務」に焦点を絞り、受講者に実習におけるリスクマネジメントとは何かを理解させ、社会福祉実習の現場でソーシャルワークをいかに実践するべきかを明示することを達成目標に工夫されたものである。この目

標を実現するため、近年の施設事故の動向、およびリスクマネジメントと安全能力についての理解を深めると共に、「実習生の権利と義務」および「健康管理・感染症予防対策の必要性と方法」について検討を加えた。なお、本講義が代替実習プログラムとして開講されたものであったことに鑑みて、講義指針にCOVID-19 禍中にある実習現場において想定されるリスクやトラブルの発生状況を確認すると共に、具体的な対応状況の把握を追加した。

(2) 学習の内容

学習のねらいに基づき、資料理解と動画視聴を行なった。直近の資料4点(紙媒体配布)では、ソーシャルワークにおけるリスクマネジメントに関するガイドライン⁽³⁾⁽⁴⁾2点、およびCOVID-19 禍におけるソーシャルワーク実習教育に関する研究論文⁽⁵⁾⁽⁶⁾2点を概説し、実習生の立ち位置がいかにあるべきかについて理解を求めている。

また、COVID-19 禍における感染予防対策の必要性と方法を理解させるために動画2本を視聴した。「リスクマネジメントとは」シリーズでは、①まだ発生していない危険に対する対策であり、危険を回避し何事も起こさず快適に過ごせるかがリスクマネジメントである点、②関係者全員で組織的計画的に行い、決められたルールを確実に守ることでリスク(含むヒヤリハット)を回避できる点について情報を提供した。また、「特別養護老人ホームでのそうだったのか感染対策②」⁽⁷⁾では、特養施設で実際に行われている感染対策に基づいて、とりわけ施設の中でウイルスを広めないための具体的実践の事例を紹介した。

(3) 学習の成果

代替プログラム実施記録およびワークシート、グループディスカッション後のスピーチを整理すると、学習の成果は次の4点にまとめることができる。

リスクマネジメントについて、福祉施設における危険は、①職員が利用者に関与することで発生するもの、②利用者自身の要因で起きるもの、③職員自身の要因で起きるもの、④その他(クレームや災害、感染症など)の4種類に分類し説明できる点。

「実習生の権利と義務」について、ほぼ全員が実習生としての資質と見識を高めることが、最優先課題であると指摘している点は評価に値する。実習生の代表的な指摘内容は、以下の3点に要約できる。①日頃から自己の感受性を大切に、危険に対して察知能力を高めること、日常に潜むリスクについて日頃からシミュレーションすること、②利用者に起因する事故の場合は、利用者がなぜその行動を行なったかを考察し事故の背景を考えることが重要であること、③利用者の突発的な行動を「問題」としてマイナスに捉えるのではなく、「個性」としてポジティブに捉えること、利用者の「個性」を専門的に捉え、どのようなリスクがあるか想像すること。

また、次のような指摘も行われた。①「健康管理・感染症予防対策の必要性和方法」について、専門職として自らの健康観を確立すると共に、正しい感染症対策と衛生管理についての知識を深めること、②スタッフの共通認識と情報共有が必要不可欠であること、③地域の他機関と情報共有を行い、地域一体となって感染症対策を行うこと。

今後の課題としては、様々な立場や側面から指摘できるであろうが、中でもリスクマネジメントの側面から講義内容をいかに改善できるか検討することは、喫緊の課題と言えよう。COVID-19によって、従来の実習内容から変更を余儀なくされた受講生の困難な状況に寄り添うものとなるよう、更なる講義改善を図るべきである。ヴァーチャル・リアリティ機器・教材の活用など、あらゆる教育メディア資源を活用し、実習生の安全能力の向上に努めなければならない。

(中馬充子)

3. ディベート・ディスカッション (担当：中馬充子)

(1) 学習のねらい

池本⁽⁸⁾は、ディベートを通じて社会福祉専門職に求められる基本的かつ総合的な力をより効果的に習得できることを確認できたと指摘している。中馬も、大学におけるリスクコミュニケーション教育について、とりわけ生命倫理教育における実践を通してその妥当性を指摘してきた。そこで、①思考力：論理的思考力・瞬時に考え判断する能力・批判的思考力、②発信力：短時間での

確に主張を行う能力・意図を的確に伝える、③傾聴力：問題意識を持って聞く能力などの期待効果を求めて、ディベート・ディスカッションを試みることにした。

(2) 学習の内容

DVD教材「五つのケースで考える生命倫理」(丸善, 2018年)の中から、実習生に一任し2題を選択した。まず、論題A「身体拘束はケアである」について肯定派・否定派に分かれ、想定されるメリット・デメリットについてディスカッションを展開した。次に、論題B「重篤な後遺症が残る可能性がある超低出生体重児の治療を続けるべきである」については、肯否に分かれず、「最も印象に残ったセリフ」と、その理由について個別に発表を行った。個別発表を通じて得た共通理解を前提に、子どもの家族と医療従事者の意見が対立している状況下で、社会福祉士がいかなる立ち位置で家族支援を行うべきかについて意見交換を行なった。

(3) 学習の成果

本講義の学習成果は、代替プログラムの実施記録およびワークシート、グループディスカッション後のスピーチを整理することを通じて次のようにまとめることができる。

論題Aについては、リスクマネジメントの視点から身体拘束の正当性を認めるものの、身体拘束は人権侵害であるため、患者の情報を共有し、他の職種と連携して、代替方法について検討を重ねることが重要である。特に言葉による拘束は周りが気づきにくいいため、周囲からの指摘が重要である。社会福祉士として、相手の辛い気持ちを解放できるような関わりを目指したい。

論題Bについては、母親の「生きてさえいれば、幸せなのか」という言葉が持つ深層心理、NICU医師の命を救うという職責に対して、「中立性」をいかに担保すべきかについて深い理解が必要である。個人の価値観は多様であるため、自分の考え方の傾向を十分に理解した上で、自己の価値観から一旦離れて専門職として支援のあり方がいかにあるべきかを考える必要があり、常に多角

的な視点で物事を捉えるべきである。

総じて、想定されるメリット・デメリットについて整理することは可能であったが、準備度の観点から初級レベルのディベートスタイルを展開することには限界が認められた。しかし、医療技術の進歩により未熟な新生児や重症児の生存率が高まっている。今日では、周産期・新生児医療の目的が、単なる救命から子どもを社会的存在として育てることへと移行し、チーム医療の重要性が強調されるようになってきている。また、周産期医療整備指針の改訂に伴い、総合周産期医療センターの医療従事者として NICU（新生児特定集中治療室）入院児支援コーディネーターの確保が求められると共に、社会福祉士の活用が有効とされるようになったことから、社会的要請に十分応えられる教育の質の担保をいかに図るかが、今後の課題と言えよう。（中馬充子）

4. 社会福祉とソーシャルワーク（担当：倉田康路）

（1）学習のねらい

本テーマは前年度に実施した代替プログラムに同じく設定されたものである。社会福祉というマクロの枠組みからソーシャルワーク実践を理解することに視点を置き、社会福祉とは何かを学ぶ。社会福祉は人と社会の双方に働きかけながら生活上の問題を解決していく取り組みであること、それは、人々の生活の自立と安定、社会の統合と発展を目的とするものであること、そして、社会福祉の実践としてのソーシャルワーク実践は社会福祉の政策を策定し、法令や制度をつくり、経営・管理を行い、援助する（臨床）という一連の過程において展開されるものであることを理解する。

（2）学習の内容

学習のねらいに基づきプログラム前半では前年度に同じく10の問いを設定し、問いごとに検討し、議論する形式ですすめていった。設定した具体的な問いの内容は次のとおりである。

①社会福祉は何を目指す取り組みか、②社会福祉はなぜ必要なのか、③社会福祉の取り組みを行う根拠となり、基準となるものは何か、④社会福祉の対象

は何で、対象者となるのは誰か、⑤社会福祉の取り組みは誰が行うのか、⑥ソーシャルワーカーは誰に（どこに）、どのように働きかけ、目的を実現するのか、⑦ソーシャルワーカーは対象者にどのように向き合えばよいのか、⑧社会福祉の取り組みを構成する要素となるものは何か、⑨社会福祉実践における理念（価値）、知識、技術はどのように構造化されるのか、⑩ソーシャルワーカーに必要な力とは何か。

プログラム後半は自主学习として課題を課し、各自で調べ、提出するものである。課題は前年度に同じく①社会福祉の取り組みとしての人と社会に働きかけるとは具体的には、どのような人たちに、どのように働きかけを行うのか。具体的な事例を考え、ソーシャルワーカーの立場からまとめる（課題1）、②これまでの歴史においても現代社会においてもさまざまな偏見や差別があるなかで、差別や偏見とは何か、どうして発生するのか、その原因は何か、どのようにエスカレートするのか、差別や偏見をなくしていくためにはどうしたらよいか（課題2）をまとめるというものであった。

（3）学習の成果

学習の成果について自主学习として提出された課題の内容を参考にみてみたい。課題1については、ソーシャルワーカーが働きかける人として生活上の問題を抱えるクライアントやその家族を対象とすること、ソーシャルワーカーが働きかける社会としては人の集まりである地域の住民や意識（世論）、地域に存在するさまざまな団体・機関、行政、人が作り出す法律や制度などを対象とすること、そして、その双方に対して両者を結びつけ、人に対しては生活の自立と安定にむけて、社会に対しては差別と偏見のない平等な社会にむけて働きかけることなどが述べられていた。記述を通して、人々の生活が社会という環境に大きく作用されるものであることへの理解がうかがわれた。また、高齢者、障害者、児童など自助のみで生きていくことに限界がある人たちが多く存在するなかで自立した生活を実現するためには公助を充実させた社会をつくることが大切であることが強調されていた。このほか今日に推進されている地域共生社会について、求められている住民相互の互助は、その実態から容易ではない

ことなども述べられていた。

前年度同様にソーシャルワークについてはケースワークやグループワークなど直接的な援助技術の存在が強く意識化されていたものが、ソーシャルワークリサーチ、ソーシャルワークプランニング、ネットワーキングなど間接的な援助技術の重要性が認識できたとの記述が目立った。社会福祉の取り組みが、政策を起点にして、法令・制度、経営・管理、援助（臨床）の過程を通して一体的展開されることへの理解については前年度に提出されたものからは十分とはいえなかったが今回は一定程度深められたものといえた。

課題2については、差別や偏見に関して自らの体験的なことから歴史的な出来事までさまざまな例があげられたうえで差別や偏見とはどのようなものであるのかがそれぞれに定義づけられ、その起点となるものが無関心であること、差別や偏見の意識は行動となってエスカレートしていくこと、改善していくためには幼少の頃からの体験的な教育や継続的な啓発が大切であることなどが述べられていた。それは意識的環境改善にむけて福祉教育の重要性が示唆されるものであったといえる。

（倉田康路）

5. ソーシャルポリシーとソーシャルワークⅠ（担当：河谷はるみ）

ソーシャルポリシーとソーシャルワークⅡ（担当：中村秀郷）

（1）学習のねらい

2021（令和3）年度は、ソーシャルポリシーとして「社会保障」に「権利擁護」を追加し、ともにソーシャルワーク（実践）に繋がる内容を目指した。「社会保障」は前年度同様、そのねらいを「ソーシャルワーク実践と連動し機能するソーシャルポリシーに焦点をあて、社会保障、社会福祉政策のレベルでの方向性や具体的取り組みについて理解し、ソーシャルワーク実践にどのように反映されているかを学ぶ。」とし、具体的な内容についても「社会保障・社会福祉政策の方向性と具体的取組み」とした。

新たに取り入れた「権利擁護」のプログラムに関しては、単に法制度の理解や権利擁護の意義についての理解を深めるといふ、知識や価値の学習だけでなく、どのような場面で支援が必要であるのか、ソーシャルワークの実践現場で

どのように権利擁護の活動が実践されているのかについて、具体的にイメージすることができる内容とした。

(2) 学習の内容

「社会保障」は、はじめに「社会保障制度と日本国憲法の関連性」を講義した。社会福祉・社会保障制度は、憲法の基本原則のひとつである、基本的人権の尊重の理念に基づいていること、そして1950（昭和25）年社会保障制度に関する勅告から2000（平成12）年社会福祉法の成立までの歴史を概観した。

次に、憲法25条は国民にどのような権利を保障しているのか、健康で文化的な最低限度の生活とは何なのか、朝日訴訟の最高裁判所判決からその法的性格を考えた。前年度よりソーシャルワーカーの専門性の理解を深めるため、2人の医療ソーシャルワーカー（児島美都子氏、浅賀ふさ氏）は、実際の朝日訴訟の裁判に証人としてどのように関わったのか、実習生と論文（黒川京子「朝日訴訟におけるソーシャルワーカーの専門性～日本社会事業大学所蔵のマイクロフィルム資料を専門職育成に活かすために～」（日本社会事業大学研究紀要第64巻、2018年）を精読した。そして主張の内容（筋道の立て方、調査結果をもとにした分析）から、論理的思考の重要性を確認した。最後に、社会福祉政策（保健医療政策と住宅政策）の講義をして、自主学習課題の説明を行った。

「権利擁護」は、最初に人であることで当然に持つ権利である「人権」について取り上げた。人権の種類には自由権、参政権、社会権などがあり、憲法14条で平等な保障が規定されていること等について解説した。また、憲法25条の生存権について、「健康で文化的な最低限度の生活」を営む権利を有すること、国は「社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進」への努力義務があること等、社会福祉学を学ぶ根拠の一つであることについて再確認した。

次に、ソーシャルワーク実践と法理念について取り上げた。①ソーシャルワークと法的権利として、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である「人権と社会正義」の原理、「個人の尊厳」を重んじること、「実質的な公平」を実現することについて、②生存権の保障と現在の論点として、憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活」について、③平等の保障として、憲法14条の「法

の下の平等」について、④「自己決定」の尊重について、意思表示における「自己決定」の尊重、自己決定と自己責任、自己決定の保障は責任負担の問題に直面しうること等について、具体的な事例も交えながら解説した。さらに、これらを前提にソーシャルワーク実践現場で活用されている成年後見制度と任意後見制度の意義・概要を説明した。そして、社会福祉士としての権利擁護視点の重要性について再認識した上で、7つの事例について具体的な支援方法をグループで検討し、出てきた意見や権利擁護の視点から留意すべき点について発表し、フィードバックを行った。

(3) 学習の成果

「社会保障」の自主学習課題は、「社会保障（社会保険、社会福祉、公的扶助、公衆衛生）に関する制度、関連するソーシャルワーカーの業務をマクロ・メゾの視点から考える。」とした。課題の解説には、一例として生活相談員（特別養護老人ホーム・デイサービス）を取り上げ、「生活相談員は地域共生社会の構築に向けて、事業所内での役割・機能・業務だけではなく、地域に向けたコミュニティソーシャルワーカーとしての役割が期待されていること」、「具体的な課題をどのように解決していくのか（プロセスと組織・運営）、地域の課題をどのように把握していけばよいのか」については、総合的・多角的な視点が必要であることを整理した。

ソーシャルポリシーは、法政策が中心になりがちである。しかし、実習生のソーシャルワーク実習代替プログラム実施記録には、朝日訴訟の裁判プロセス（結論にいたる立証）に、児島美都子氏と浅賀ふさ氏が医療ソーシャルワーカーとして「生存権（憲法25条）」にどのように向き合われたのか、アセスメントやソーシャルアクションという専門用語を用いながらまとめられていた。

「権利擁護」の自主学習課題は、「DVD「権利擁護と成年後見」（約26分）を視聴し、「権利擁護・意思決定の支援の必要性」についてグループで約15分話し合ってください。そして、グループでの話し合いを踏まえ、あなたの考えを別紙コメントシートにまとめてください。その際、「判断能力」「アセスメント」「エンパワメント」という言葉を必ず用いてください。」とした。

社会福祉学の各領域で「権利擁護」の重要性が指摘されており、これまで各科目の学習を通して、実習生はその必要性を理解している。また、選択科目「権利擁護と成年後見制度」を受講した実習生は、法制度面についての体系的な学習は済ませている。しかし、福祉の現場における「権利擁護」を理解することは、通常の講義形式だけでは困難であり、クライアントのやりとりも含めた支援場面をイメージすることは難しい。2016（平成28）年成年後見制度利用促進法の施行後、全国に権利擁護支援の拠点作りは「中核機関」と「地域連携ネットワーク」という形で進められている。DVD学習を通して、教材紹介文に記載の「地域のそれぞれのニーズに対応している先駆的な取組み」、「権利擁護支援が必要な人の状況とその支援ニーズにこたえる取組み」、「方法としての成年後見制度の活用」、「共に地域で自分らしく暮らすことを支える支援の取組み」等、権利擁護の実践についてイメージすることができたと思われる。

また、課題では「判断能力」、「アセスメント」、「エンパワメント」という専門用語を適切に用いた記述がなされており、実習生がソーシャルワーク実践現場における「権利擁護」の活動について理解を深めたことが窺えた。様々な領域において多職種・多機関連携が進んでいる中、「権利擁護」の役割を担う専門職はソーシャルワーカーであるという点について、実習生はより意識することができたのではないかと考える。

以上から「ソーシャルワークポリシーとソーシャルワークⅠ・Ⅱ」は、前年度の「社会保障」2コマのうち1コマを「権利擁護」とすることで、憲法25条などの法制度の総合的理解とソーシャルワーク実践現場における運用のイメージを図ることが可能になった。そしてソーシャルポリシーとソーシャルワークの統合を目指した内容は、代替実習として相応の学習成果があったと考える。
(河谷はるみ・中村秀郷)

6. 児童虐待事例演習Ⅰ～Ⅳ（担当：安部計彦）

（1）学習のねらい

この代替プログラムはソーシャルワーク実習に代わるものであるため、実際のソーシャルワーク実習と同程度の経験を積むことが期待されている。

そのため教材に実際の事例を用いることで、現実の子ども虐待事例の家族状況や関係機関のかかわり、支援が困難になっている現状を知るなど、現状を知ることが第1のねらいである。

また教材の事例に対して、全国の児童相談所で使われている一時保護決定のアセスメントシートを用いて危険度を判断し、ストレングスと課題を抽出した後、支援策を検討することを4回繰り返すことで、ソーシャルワークプロセスを実践できる技量の向上を図ることが2つ目のねらいである。

さらにアセスメントからプランニングをグループワークで行うが、これは個別ケース検討会議（ケース会議とも言う）を疑似的に体験するという3つ目のねらいである。

（2）学習内容

教材は筆者が以前、ある県の児童相談所職員研修において演習を担当した際、参加する児童福祉司数人に「業務上で直面する困った事例」をA4版1枚のシートに記載していただいたものを匿名化して使用した。つまり現実の事例であり、現場の児童福祉司が「対応困難」と判断している事例であるため、学生には難しいことも想定されたが、「実習」であるので妥当と判断した。今回はそのうち4事例を教材として使用した。

進行方法と時間配分は以下の通りである。

①印刷された事例を配布し、各自で読む（5分）、②厚生労働省作成の「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」の記載文を読み、該当する部分にチェックを入れる。記載が終わったら裏面のフローチャートに従い「緊急一時保護を検討」から「継続的・総合的な援助、場合によっては一時保護を検討」までの4つの方針のどこかに到着する（10分）、③各自でこの事例（家族）のストレングス3つ、課題3つを考えメモする（5分）、④グループになりメンバー同士で紹介した後、グループとしてのストレングス3つ、課題3つを決定する（10分）、⑤各グループのストレングスと課題を発表する（5分）、⑥プランニングシートを使ってグループで、課題→長期目標→短期目標→具体的支援策を検討する（45分）、⑦事前に筆者が準備したプランニングの記入例を配布

し、それを参考に事例対応について振り返りを行う（10分）。

1時限目は筆者が司会進行を行い、進行方法のモデルを示したのち、2時限目は学生が進行を行い筆者が見守り、正確に進行が行えることを確認した。そのうえで3時限目、4時限目の自主学習では学生が進行役になり、合計で4つの事例についてアセスメントとプランニングを行った。

（3）学習の成果

3つのねらいに応じて以下成果を考える。

1つ目の「現実を知る」は実際の事例を使うことで一定程度達成できた。一方、現場の児童福祉司が困っている事例であるため、家庭の抱える課題の複雑さは知れても、解決策や具体的な取り組みを知るには至らなかった。特に3・4時限目は自主学習であったため、教員の解説もなく学生も質問できない。代替プログラムは特に自主学習時間の課題の難易度は検討が必要かもしれない。

2つ目の「ソーシャルワークプロセスを実践できる技量の向上」は、達成できたと思われる。異なった4つの事例は、家族構成も家族が抱える課題も、子どもの年齢も異なるが、何度も同じアセスメントツールを使うことで使い方には慣れていった。また毎時限の最後に「記入例」を配布したため、自分達のグループが立てたプランと同様な内容や異なる視点を比較できる。このプログラムで4つの子どもの支援にかかわる事例に対してアセスメントとプランニングを演習として、自分で考えながら取り組んだことは技量の向上に少しは寄与できたと思われる。

3つ目の「個別ケース検討会議の疑似体験」は、グループワークの経験レベルでは獲得できた。後日提出された実習日誌でも「他の人が違った視点や別の支援策を提案して、みんなで話し合うことが必要と感じた」など、有効性はあったと思われる。ただ実際の個別ケース検討会議は多職種による会議であるため、代替プログラムでそこまで到達した内容を提供することは困難であろう。

以上のようにソーシャルワーク実習の代替プログラムのうち、児童虐待対応演習は、それなりに成果をあげたと思われる。ただ「演習」としての学びを保障するためには自主学習では困難だと感じた。それは教員の随時のフィード

バックや解説がないからである。これは今後の課題である。 (安部計彦)

7. 社会福祉協議会におけるコミュニティワーカーの役割と業務

(担当：萩沢友一)

(1) 学習のねらい

昨年と同様、当授業のテーマを、社会福祉協議会におけるコミュニティワーカーの役割の業務とは何かを学ぶこととした。学習のねらいは、①コミュニティワークとは何であったか、②社会福祉協議会における業務内容とコミュニティワーカーの業務内容、③社会福祉協議会におけるコミュニティワークの実際、の3点を理解することとした。

(2) 学習の内容

コミュニティワークの理論が福祉現場でどのように展開されているのかを理解し、その実践に何が求められるかを説明すること目標に、地域福祉に関する実習代替授業を行った。

内容は、①担当教員によるオリエンテーションとコミュニティワークの理論の復習、②ゲスト講師による現場実践に関する講義、③コミュニティソーシャルワーカーによる実践を取り上げた動画学習、であった。以下、動画学習による学習効果と今後の課題について主に考察する。

(3) 学習の成果

1つ目の動画は、被災地におけるコミュニティソーシャルワーカーが、集会所や各拠点を巡回し、住民と出会い、話を聞き、困りごとを把握したり、仮設住宅の居住者の関係性を強化するため、食事会の組織化を図る場面などについて触れられたものであった。

受講者のコメントによると、①住民の声を直接聞くことによって地域アセスメントの厚みが増し、ニーズの抽出や住民の問題解決の意欲や能力などを把握することができる、②住民と幾度となく話し合うことによって食事会の組織化を図ることができた、③コミュニティソーシャルワーカーの役割の一つとし

て、行政と住民との橋渡しがあること、④多職種、多団体との連携により、住民のニーズを充足してゆくことの有効性、について学んだと複数の受講者が答えていた。

2つ目の動画は、コミュニティソーシャルワーカーが、子どもの孤立化に問題意識をもつ多様なキーパーソンとつながり、中核グループを形成しながら、子ども食堂を立ち上げるプロセスを取り上げたものであった。

受講者のコメントによると、①子ども食堂を設けるためには、子どもが居やすい環境を作ることが重要であること。具体的には、大人のボランティアの数を多くすることや好きな時間に語り合える場を設けること、②子どもの居場所づくりには、様々な人が連携して立ち上げることが重要であること、③地域における社会資源を活用することの重要性、④住民が中心となって地域の課題を発見し、解決することが重要であること、を指摘していた。

このように、この動画から読み取ることのできるコミュニティワークのポイントについて気づきを得て、学習していることが理解できる。

しかし、この学習についてはいくつかの問題がある。それは、①コミュニティワークの展開方法について、いくつかのポイントは理解できていても、体系的に理解し、それを説明できるところまでには至っていないこと、②住民が主体となって問題の発見や解決を行うことが重要ではあるが、それが生起する地域社会の有りようとは何かについて触れることができていないこと、③ニーズ充足のために社会資源を発見し、活用することは重要ではあるが、住民や行政の経験や力量を踏まえ、それを引き出してゆくようなアプローチと仕組みづくりとは何かについて触れることができなかったこと、④多職種や多機関、住民団体との連携は重要であるが、参加や連携を生み出す要件とは何かを探求できなかったこと、などがある。特に、わが国は、地域活動に参加する人が減少し、住民間のつながりが希薄化し、要支援者に対する支援を専門職に依存する傾向が強まっている。その中で、専門職が住民団体をいかに「利用」するのではなく、いかに地域の土壌づくりに貢献できるかが問われている。このことを自覚し、その実践力を培うことが大きな課題である。

以上の問題点を解決するためには、実習代替授業のみではなく、事前・事後

学習が重要となる。今後、これらのこと踏まえた上で、プログラムを組んでゆきたい。
(萩沢友一)

8. 子どもの育ちと子育てにおけるソーシャルワーク実践(担当：山本佳代子)

(1) 学習のねらい

本テーマでは、子どもの育ちと子育ておよびその支援についてソーシャルワークの視点から学ぶことを学習のねらいとした。学生はすでに講義「児童福祉論Ⅰ」等の受講を通し、子ども家庭福祉の概要について学習しているが、ここでは特に乳幼児期の子どもとその家庭に焦点を当て、学びを深化させることを目標とした。具体的には、①乳幼児期を中心とした子どもの育ちと子育ておよび家庭が抱える生活課題の理解、②地域における子育て・子育てにかかわるソーシャルワークの実際の理解について、以下の講義・演習を実施した。

(2) 学習の内容

前半のプログラムでは、講義・演習形式でレジュメと動画を用いて学習を進めた。まず、子どもの発達のプロセスと親子のコミュニケーションを理解することを目的とし、乳児と母親を記録した動画を視聴した。そのうえで、子どもの育ちと子育てのイメージを学生間で共有し、レジュメをもとに子育て・子育ての現代的課題である子ども虐待や子どもの貧困の現状と課題、子どもの健全な成長発達を支える子ども家庭福祉の意義と役割について概説した。次に、子どもを育てる親を支えるシステムの重要性について理解が深まるよう動画視聴を行った。本動画はNHKスペシャルで反響を呼んだ「ママたちが非常事態」のDVD版であり、親の育児不安を科学的に分析した内容から、現代の子育ての難しさや親を支えるシステムの重要性を認識できるよう視聴後のフィードバックを行った。さらに、後半の事例検討作業へ向け、地域における子育て支援の必要性や支援に際して活用できる社会資源について各自で考え、それらをグループ等で共有し、次のプログラムへの導入として位置づけた。

後半の自主学習では、前半の講義・演習をふまえ、地域における子育て・子育ての支援に際し、ソーシャルワークの視点から考察することを主な学習テー

マとした。ここでは、事例をもとに2つの課題を提示した。事例は新しい街で孤立を深め、育児等に対し強い不安を抱えている母親を中心に展開されたケースを選択した。課題1は、①事例の登場人物を対象とした個別アセスメント、②個別ケアプランの立案を行う内容とした。課題2では、①地域のアセスメント、②当該地区に必要とされる新たな社会資源や地域ケアシステム等について企画プランの検討を行うことをその内容とした。

(3) 学習の成果

課題1は、新興住宅地を舞台に子育て世帯が孤立を深めていく事例をもとにアセスメントとケアプランを作成することであった。事例がやや短く、情報を整理する作業が困難かと思われたが、学生はマトリックスを用いて丁寧な情報をまとめていた。学生たちの作成課題からは、子育てを主に母親が担っているところに着眼し、具体的な子育て支援として、地域の社会資源を活用して不安を解消することやソーシャルサポートを広げていく支援の必要性への気づきが見られた。前半のプログラムにおいて乳幼児期の子育てに関する講義、視聴覚教材等を通して学んだ内容が、課題作成に反映されていることが理解できる。また、大部分の学生がケアプランにおいて親自身がやりたいことや強みを活かし、子育てと社会参加との両立が可能となるような目標を掲げることの重要性にふれていた。新しい環境のなかで子育てを担う親が心身ともに健康で自分らしく生活することを援助の柱としたプランを作成することができていたと思われる。親は子どもにとって一義的な環境である。親役割を遂行しつつも、親自身が自らの人生を選択し、歩むことができるような支援視点をもつことは乳幼児期のソーシャルワークに不可欠である。アセスメントやケアプラン作成を通し、学生らは改めてそれらへの気づきを深めたことが推察できた。

課題2は、地域特性を理解したうえで新しい社会資源やケアシステム等を企画立案することであった。事例からは他の地域から新しく移り住んだ世帯が多く、育児への不安を抱えた母親が多いこと、共働き世帯では保育サービスへのニーズが高いことなどを読み取ることができる。一方で、本地域は利便性の高い街として今後も住民増やニーズに応じた新たな取り組みが期待できる側面も

もつ。これらをふまえ、学生たちは希薄である地域住民と子育て世帯とのつながりを作り出すこと、孤立育児を防ぐことを目的とした多様な企画を立案していた。企画としては、子どもの安全な遊び場、家族同士の交流の場を創出し、子育て世帯の家族を中心に組織化するというプランが多く見られた。これらは社会福祉協議会、市町村等とのネットワークを紡ぐことで迅速な訪問や地域資源の情報提供を実施できる仕組みづくりを想定しながらも、あくまで子育て当事者である親たちが主体となって運営することを目的としている点で共通していた。他にも、正確かつ効率的に情報を入手でき、ネット上でのコミュニケーションを深化させるシステムを考案した企画案などが見られた。地域の育児サロン、健診案内などの情報収集、行事等への参加予約、またオンライン上での子育て相談や親の会など、現代的なニーズをとらえた内容であった。これらは情報収集がIT化している現代の育児様相を的確にとらえており、柔軟性に富んだプランであると思われる。特にコロナ禍においては人々の生活様式が変化しており、支援の際にもそれらを考慮したアプローチが求められていると言える。

以上、「子どもの育ちと子育てにおけるソーシャルワーク実践」をテーマに実施した講義・演習プログラムについて振り返った。参加学生は改めて子どもの育ちと子育てに関する現状や課題について考える機会となったのではないかなと思われる。学生の全般的な振り返りコメントには、子どもに必要な養育環境とはどのようなものか、また親が孤立せず多くの人とつながり、共同して子どもの育ちを支えていくにはどうすべきか等、現代の子育ての課題やその在り方についてふれられていた。本テーマが子どもの育ちや支援に期のソーシャルワークへの関心の高まりとなり、実践的なソーシャルワークの学びへつながる契機となったことを期待したい。(山本佳代子)

9. 社会福祉経営組織の役割と取り組み (担当：田中康雄)

(1) 学習のねらい

本テーマにおける学習のねらいは、様々な福祉サービス等を提供している社会福祉経営組織の役割と取り組みについて学ぶことであった。具体的には、①

社会福祉法人・社会福祉施設の目的と役割についての理解、②社会福祉法人・社会福祉施設における社会福祉事業の実施と福祉サービスの提供についての理解の2点を学習のねらいとした。なお、本テーマにおいては、昨年度（2020年度）の同プログラムの実施内容をベースとし、それら2点のさらなる学習効果を目指し、現在のコロナ禍というある種の緊急事態を乗り越えるために、あらためて着目されている社会福祉分野の組織マネジメントの観点から、考察を深め実施した。

（2）学習の内容

本テーマにおいては、1つ目の学習のねらいを達成するため、「社会福祉法人・社会福祉施設の目的と役割：組織マネジメントの観点から」に関するプログラム内容を展開した。具体的には、社会福祉法人の性格、社会福祉法人における社会福祉施設、それらの目的と役割、福祉サービスを提供する組織としての社会福祉法人・社会福祉施設、社会福祉分野において処遇等と呼ばれていた時代から福祉サービスという用語への歴史的変遷等について、解説を行なった。その上で、福祉サービス体制により、特に高齢者福祉分野においては、従来の措置制度から契約制度への転換により、利用者から選ばれるための質の高い福祉サービスの提供、それらを提供するための組織体制、組織におけるマネジメントの重要性、組織マネジメントにおける全体像について、一方向的情報提供に留まらないよう、適宜グループワークを用いたディスカッション形式を採用し、受講学生との双方向形式でのプログラムを実施した。

次に、2つ目の学習のねらいの達成に向けて、「社会福祉施設における社会福祉事業の実施と福祉サービスの提供：組織マネジメントの観点からみた根拠に基づく福祉サービス」に関するプログラム内容を展開した。具体的には、福祉サービスを取り巻く課題の状況、福祉サービスの安定的提供に向けた分析、福祉サービスの従業員の職場に対する不満足要因とは何か、他の学問系統（経営学）や産業から学ぶ福祉サービス向上へのヒントの入手方法、サービスの価値はどこにあるのか、福祉サービス事業の分析とその後の情報発信の重要性等についての解説に加え、受講学生とディスカッションを行ない、プログラムを

実施した。

その後、2点の学習のねらいの達成に向けて、より具体的な社会福祉法人・社会福祉施設へのイメージを深めるため、それらの組織を構成する人である職員の働き方やキャリアアップ等の仕組みについて、視聴覚教材（動画）を用いて、プログラムを展開した。

最後にそれらの視聴覚教材等を通して、学んだこと等を要約し説明を行うワークシートを設定したプログラムを実施した。

（3）学習の成果

1つ目の学習のねらいの達成を目指した「社会福祉法人・社会福祉施設の目的と役割：組織マネジメントの観点から」に関するプログラムにおいては、学生の受講後の記述から、社会福祉法人とは何か、社会福祉法人の目的とは何かについての学びが深められ、それらの組織におけるマネジメントでは人をどのように管理し、進むべき道を見誤らないように的確な経営戦略を立てて実行することの重要性を学んだこと等の内容がみられ、一定の学習成果は得られているものと考えられる。

次に、2つ目の学習のねらいの達成を目指した「社会福祉施設における社会福祉事業の実施と福祉サービスの提供：組織マネジメントの観点からみた根拠に基づく福祉サービス」に関するプログラムでは、福祉サービスの提供における利用者の個別性の尊重と意思の尊重の重要性、利用者へのより質の高いサービスを提供する体制構築に向けた職員へのファシリテーション力強化や全体の組織マネジメント体制構築の重要性を理解した等について、受講学生からの記述がみられた。これにより、1つ目の学習のねらい同様、一定の学習成果が確認された。組織は人なりと表現されることも少なくないが、社会福祉学の先行研究において、崔（2018）は組織マネジメントを通して組織目標を達成につなげることにより、職員は満足感や働きがいを感じられ、継続勤務が可能になることを指摘している⁽⁹⁾ように、福祉サービスを利用する人（利用者）への質の高いサービス提供の徹底するためには、福祉サービスを提供する人（職員）への組織マネジメントが不可欠であることの理解を促進できたことの意義は、

小さくないと考えられる。

また、それらの学習成果は、その後の視聴覚教材を通して、社会福祉法人等の組織において、利用者のできることに目を向け、できない部分を支えることの重要性、職員同士も互いに支え合う組織としての働きかけ、研修を通じた職員のキャリアアップの仕組み等についての学びを深めていたことが、受講学生の記述から確認できた。さらに、先駆的な社会福祉法人のサービス提供のあり方等に関する視聴覚教材の事例を通して、社会福祉施設の組織を取り巻く環境整備が大きく変わりつつある現状を目で見て確認した上で、福祉現場へのイメージが変わった等の受講学生の記述がみられた。

これらから、講義形式だけでなく、視聴覚教材も加えて、ソーシャルワーク実習代替プログラムを実施することで、受講学生のさらなる学習成果が期待できることをあらためて感じた。

社会福祉法人や社会福祉施設の組織は、基本的に非営利を目的とし、事業を展開している。P. F. Drucker は、非営利組織について「一人ひとりの人と社会を変える存在」としている⁽¹⁰⁾。今回のプログラムの理解を通して、受講学生には、社会福祉学という他者の生活に関わり、生活課題解決の支援を行ない、他者を幸福へエスコートする学問体系をもとに、社会福祉法人・社会福祉施設、あるいは一般企業、行政等の自身が望む様々な分野で、組織をより効果的にマネジメントできるようリーダーシップを発揮し、様々な人の成長や変化を支え、様々な人々のより質の高い幸福感を高めるために、社会を変える存在となることを期待したい。

今後は、さらなる学習成果の活用と支援に向けて、より長期的な視点で、一人ひとりの学生の変化と成長を促進する学習体制の基盤構築を目指していく必要があると考えられる。

(田中康雄)

10. 医療機関における社会福祉士の役割と業務

「共生社会」の実現に向けて：「障害者」の視点から（担当：平直子）

（1）医療機関における社会福祉士の役割と業務

①学習のねらい

相談援助実習のねらいとして、「相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実際に理解し実践的な技術等を体得する」「社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する」「関連分野の専門職との連携のあり方及び具体的内容を実践的に理解する」の3点が挙げられており、含まれるべき事項として「多職種連携をはじめとする支援におけるチームアプローチの実際」などが定められている（厚生労働省 2007：89）。そこで、今回、学生にとって比較的身近である医療機関において多職種と連携しながらソーシャルワークを展開している医療ソーシャルワーカーの役割、様々な業務について具体的に学ぶこと（職種実習の代替）、そして事例を通して支援などについて学ぶこと（ソーシャルワーク実習の代替）の二つを目的とした。なお、実習指導者の資格をもつ外部講師には、ソーシャルワーク学内代替実習（以下、代替実習）として事例と問の作成を依頼した。

②学習内容

〔事前学習：講師への質問〕

実習では、主体的に学ぶことが非常に重要である。そこで、学生の代替実習プログラムへの主体的参加を促すために、学生に対し事前に講師の所属機関のホームページを確認し、講師への質問を簡条書きにしてMoodleに提出することを求めた。そして、質問を事前に外部講師に送り、授業の中で回答していただいた。

〔事前学習（課題シート）：対面授業（1限）〕

参加型授業は、自主学習よりも教育効果があると考えられること、代替実習の12日目であり学生に疲れが出てくる頃であることなどから対面で行った。

まず、互いを知ること、気分や疲労度の確認、意欲喚起のために、ウォーミングアップとして「こころの天気」を用いて、名前、自分の気持ちや状態を天気に例えて表現すること、天気の原因、代替実習終了後の楽しみを一人ずつ話した。続いて、各自、課題シートに取り組んだ。内容は、二つの事例に関して、(1) クライアントのもつ心配・不安を考える、(2) クライアントの生活を支援できる社会資源を考える、(3) 考えた社会資源と家族関係についてエコマップ、もしくはジェノグラムを描くというものである。各自が、ほぼ書き終わったところで、ジェノグラム・エコマップの描き方の資料を配布し、描き方のポイントなどを簡単に説明した。その後、3人のグループに分けて、記入内容の確認・検討を行うこと、また、社会資源などについて不明な点は信頼できるウェブサイトで調べるようにと伝えた。そして、各グループを回り、進捗状況を確認したり、適宜、コメントしたりした。

〔外部講師による講義：対面授業（2限）〕

外部講師として、たたらリハビリテーション病院の医療ソーシャルワーカーの白水竜一氏をお招きし、「医療機関における社会福祉士の役割と実際」というテーマで話していただいた。病院概要・医療ソーシャルワーカー・業務概要・各業務の詳細の説明、ソーシャルワーク実習の実際について事例を踏まえての説明、そして学生の質問への回答が行われた。

〔事後学習：自主学習（4限）〕

授業を受けて感じ考えたことについて、A4用紙1/2ページ程度にまとめることを課した。

③学習の成果

このプログラムでは、先に述べたように二つの目的を設定したが、学生が提出した課題シート、及び代替プログラム実施記録から学習の成果についてまとめる。

まず、「医療ソーシャルワーカーの役割、様々な業務について具体的に学ぶ」

に関しては、学生は、医療ソーシャルワーカーの役割、各業務の内容や方法、多職種との連携などについて、より具体的に学んでいた。その中でソーシャルワークに共通する価値・視点としては、本人の価値観を理解した上で意思を尊重しながら支援すること、「生活者の視点」に立ち本人主体の生活をサポートすることなどの重要性を学んでいた。また、ソーシャルワークの技術としては、本人や家族の不安を受けとめ悩みに寄り添い傾聴を行うこと、制度などを分かりやすく説明すること、本人の強みを活かしながら問題解決に繋げていくことの重要性などを、そして、知識としては、制度などの知識を身に付けることの重要性などを再確認していた。

二つ目の「事例を通して支援などについて学ぶこと」に関しては、学生は、クライアントの心配や不安に思いを馳せると共に、安心して安全に生活するための社会資源を検討することを通して社会福祉士の関わりについて学んでいた。また、エコマップやジェノグラムを描き方などのアセスメントに必要な技術について学習・復習していた。

設定した学習のねらいは、どちらも一定程度は達成できていた。しかし、実習で求められている「相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実際に理解し実践的な技術等を体得する」「社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する」「関連分野の専門職との連携のあり方及び具体的内容を実践的に理解する」(厚生労働省 2007:89)については、今回行った代替実習プログラムでは達成することは難しく限界があった。

(2)「共生社会」の実現に向けて：「障害者」の視点から

①学習のねらい

相談援助実習においては、「相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実際に理解し実践的な技術等を体得する」「社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する」「関連分野の専門職との連携のあり方及び具体的内容を実践的に理解する」の3点が挙げられており、含まれるべき事項として「利用者理解とその

需要の把握及び支援計画の作成」「利用者やその関係者への権利擁護及び支援」などが定められている（厚生労働省 2007：89）。なお、実習においては、相談援助というミクロレベルの実践を学ぶことが中心となりがちであり、その点については、「メゾ・マクロ実践への無関心」として問題が指摘されている（日本ソーシャルワーク教育学校連盟 2021：34）。

今回は、障害当事者による講義（3限）と自主学习（4限）の目的として、以下の三つを設定した。まず、社会が引き起こす「障害者」の生きづらさ、「障害者」の活動・「障害者運動」の実際と意義、障害当事者のもつ力を知ることである。二つ目は、「共生社会」の実現に何が必要なのかを「障害者」の視点から学ぶことである。三つ目として、社会福祉の構造的な理解すると共に、社会福祉士が「共生社会」の実現に向けてミクロ・メゾ・マクロレベルにどのように働きかけるべきかを学ぶことである（ソーシャルワーク実習の代替）。

②学習内容

〔事前学習〕

実習では、主体的に学ぶことが非常に重要である。そこで、学生の代替実習プログラムへの主体的参加を促すために学生に対し事前に講師が運営する作業所の活動などを確認し、講師への質問を簡条書きにしてMoodleに提出することを求めた。そして、質問を事前に外部講師に送り、授業の中で回答していただくことにした。

〔授業（3限）〕

外部講師として共同作業所「太宰府つどいの家」代表の庄山真実氏をお招きし、『『共生社会』の実現に向けて：『障害者』の視点から』というテーマで話していただいた。庄山氏や青い芝の会が行ってきた当事者運動、社会の障壁や生きづらさ、多くの「障害者」が施設に閉じ込められている現状と施設での虐待、ニーズに合わない制度、偏見・差別などの社会の問題、その根源にある優生思想についてご自身の体験を交えながら具体的に話して下さった。また、人に迷惑をかけてはいけないとする日本文化、「障害」をもつ子どもを隠してお

きたい親、差別の問題に介入できていない行政の現状など多岐にわたって話を
して下さった。そして「共生社会」を実現させるには、「障害者」と「健全者」
が、地域で子どもの時から一緒に遊び暮らすことの重要性を強調された。なお、
太宰府つどいの家の関係者から学生に対し「自分が行った学校に『障害者』は
いたか」という質問があり全員が回答した。その際、「特別支援学級はあった
が、交流はほとんどなかった」などの発言があり、障害当事者との出会いが非
常に限られている状況が浮かび上がってきた。

〔事後学習：自主学習（4限）〕

学生は、自主学習として課題シート「『共生社会』の実現に向けて：ソーシャ
ルワーク専門職のグローバル定義から」に取り組んだ。

課題シートの内容は、以下の3つである。まず、「共生社会」の定義、及び
「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」を調べて記入すると共に「ソー
シャルワークの実践領域」を復習することである。2つ目として、先に調べた
二つの定義を受けて、「障害者」と共に生きる「共生社会」の実現に必要なこ
とについて、(1) 庄山氏のご意見、(2) 人々や様々な構造への社会福祉士によ
る働きかけ、(3) 今、自分ができることの3点について箇条書きによりまと
めることである。そして3つ目として授業を受けて感じ考えたことについて、
A4用紙1/2ページ程度にまとめることである。なお、参考資料として「ソー
シャルワーク専門職のグローバル定義の主要な要素」(社会福祉士養成講座編
集委員 2015:25)、及び「ソーシャルワークの実践領域(ミクロ・メゾ・マ
クロレベル)」(中村 2021:30)の図を配布し、学生がソーシャルワーク専門
職のグローバル定義の内容とソーシャルワークの実践領域の3つのレベルを繋
げて考えられるように工夫した。

③学習の成果

このプログラムで設定した三つの目的について学生が提出した課題シート、
及び代替プログラム実施記録から学習の成果についてまとめる。

まず、「『障害者』の生きづらさ、『障害者』の活動・『障害者運動』の実際と

意義、障害当事者のもつ力を知る」であるが、食事はもちろん排泄まで時間に管理され、異性介助やセクシュアルハラスメントがある施設での生活、時間の制約などがあり使いづらいホームヘルプサービス、講義当日に大学の食堂で好奇の視線を浴びたことなど、幾つもの体験をもとに語られた生きづらさは、学生の心に響いたことがうかがわれる。「生きにくい世の中がまだまだ存在していると実感した」などの感想が寄せられた。また、運輸省の通達により車椅子利用者のバス・電車の利用が拒否されたことに対して行われた障害当事者による交渉、福岡市営地下鉄の駅へのエレベーター設置を求めての交渉など、国・自治体を相手に行われた障害者運動の実際と成果を知り、その意義を理解すると共に社会を変えるために行動することの重要性を学生は学んでいた。

次に、「『共生社会』の実現に何が 필요한のかを『障害者』の視点から学ぶ」であるが、学生は、障害をもつ人を隔離収容せずに地域で生活できるようにすること、障害をもたない人が、もつ人に関わる機会をもつことの重要性などについて庄山氏から学ぶと共に、教育の場を分けることが偏見・差別を生み出すことなど、制度・社会の問題を実感し、共生社会の実現には、システムや教育カリキュラムなどのマクロレベル、及びメゾレベルを変える必要があることを学んでいた。学生に対する「自分の行った学校に『障害者』はいたか」という質問は、自分の体験を振り返り、現在の教育制度では「障害者」との出会いの場が非常に限られていることを認識させる機会となったことがうかがわれた。

三つ目の「社会福祉の構造的な理解すると共に、社会福祉士が『共生社会』の実現に向けてミクロ・メゾ・マクロレベルにどのように働きかけるべきかを学ぶ」に関しては、学生は、障害当事者の思いや求めていることの理解などのミクロレベルのこと、そして、地域住民が繋がるイベントや行事の企画、ヘルパー制度の改善に向けての自治体への働きかけ、子どもの頃から同じ空間で社会を学ぶこと、差別解消に向けての社会への働きかけなど、メゾ・マクロレベルへの働きかけを挙げていた。また、施設での虐待についても一個人の問題とせず、なぜ起きるのかについて把握し根本的なところを変えて行く必要があるなど、メゾ・マクロの視点から問題を捉えた学生もいた。しかし、人々や構造への働きかけをミクロ・メゾ・マクロレベルで整理できた学生は限られて

おり、また、ミクロ・メゾ・マクロレベルの内容の混乱も見受けられた。自主学習の中だけで社会福祉の構造的な理解するのは難しく、改めて解説などが必要であったことがうかがわれた。

なお、自分ができることとしては、「困っている人がいたら積極的に声をかける」「障害者と交流できる場に積極的に参加する」「ボランティアなどに参加し当事者の思いを知る」などが挙がっており、障害当事者と出逢い、交流し、思いなどを知ることの重要性を認識していた。

設定した三つの学習のねらいについては、一定程度は達成できていた。特に実習で求められている「利用者やその関係者への権利擁護及び支援」という点については、施策や制度などによる人権侵害に対して障害者運動を行ってきた庄山氏から体験に基づいた説得力のある話を聞いたことで、学生は、貴重な気付き・学びを得ていた。それは、障害当事者一人ひとりの生活のしづらさ・生きづらさ、人権侵害というミクロレベルで起きている問題が、メゾ・マクロレベル問題から引き起こされている面があること、障害当事者のもつ力、そして、運動により変化をもたらせるということである。この気付き・学びに関しては実習において利用者から得るのは難しく、今回の代替実習プログラムの強みとも言えるであろう。また、ソーシャルワーク教育において障害当事者だからこそ担える重要な役割があることを示していると言えよう。

一方、「相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実践的に理解し実践的な技術等を体得する」「社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する」「利用者理解とその需要の把握及び支援計画の作成」という点では、今回の代替実習プログラムには限界があった。実習では、24日間にわたり多くの利用者との出会い、共に過ごし、話を聞くことなどができて様々な利用者について理解を深め、面接技術の基礎を体得する機会を得られる。また、利用者についての情報収集、ニーズの把握、支援計画の作成を通してソーシャルワークの過程について具体的かつ経験的に学ぶことができるが、代替実習では「具体的かつ実践的に理解し実践的な技術等を体得する」「総合的に対応できる能力を習得する」ことは非常に難しい。

(平直子)

11. 災害支援におけるソーシャルワーク実践（担当：倉田康路）

（1）学習のねらい

本テーマにおいては社会福祉実践として災害の場面を取り上げ、災害（災害前、災害時、災害後）におけるソーシャルワーク実践について学ぶ。学習のねらいとして、①災害ソーシャルワークとは何か、②災害支援は、誰のために、どのように展開されるのか、③災害が発生する以前の段階で何ができるのか、何をしておくべきなのかについて理解できることとした。

①に関しては、災害とは何か、近年に発生した災害の状況、被災するということはどういうことなのかなど災害そのものを理解したうえで、災害ソーシャルワークの意義、視点、原則、求められる機能や役割、災害ソーシャルワークの理論化にむけての試みについて、また、②に関しては、実際の災害事例や災害が発生した場面を想定したうえで被災者、被災地のニーズ、ニーズに基づく支援の内容、具体的展開について理解する。③に関しては、災害発生前の平時においてできることとして、家族、近隣、支援機関などとの関係性や地域に存在する社会資源などから学ぶものである。

（2）学習の内容

本テーマにおけるプログラム前半に実施される対面授業では、まず、人と環境との相互作用において発生する生活上の問題を解決するソーシャルワーク実践という視点から災害という環境上の大きな変化によってどのような生活上の問題がもたらされるかについて考えてもらうこととした。次に、災害によってもたらされる生活上の問題を解決するためにはどのような支援が必要なのか、初期、前期、中期、後期、終結期の段階的な側面とともに、人命救助、生活の確保、生活の安定、生活の再建とコミュニティ再生という発展的な側面から考えてもらった。

以上のことについては、「被災地には目に見えづらい、どのような困難があると想像しますか」「発災から3日間、被災地では何がもっとも大変でしょうか」「地域にはどのようなニーズがあると思いますか」「支援が届きにくい人

として、ケースワーク、グループワークなど直接的な技術とともに、コミュニティワーク、ソーシャルワークリサーチ、ソーシャルワークプランニング、ソーシャルアクションなど間接的な援助技術を必要とすること、これらソーシャルワークにおいては、アセスメント、プランニング、インターベーション、モニタリング、ターミネーション・アスターケアというプロセスをたどり循環されることなどが理解されていた。

三つ目は災害ソーシャルワーク実践における視点についての理解である。それはあくまでも被災者が主役であることから意思決定支援が大切であるが、児童、高齢者、障害者など意思疎通が難しい被災者も多く存在することから権利擁護の視点、また、ストレングスの視点が大切であることなどが理解されていた。

(倉田康路)

12. 人の終末期に必要なケア、終末期ケアの選択 (担当：孔英珠)

生活の場で自分らしい最期を迎えるための支援体制 (担当：孔英珠)

(1) 学習のねらい

当授業のテーマは、人生の最終段階における人やその家族を取り巻く現状と課題を理解することであった。学習のねらいは、①人生の最終段階の人やその家族の全人的ニーズを理解する、②人生の最終段階の人やその家族の様々な課題を理解した上で、意思決定支援について学ぶことであった。

(2) 学習の内容

一つ目の学習の内容は、①モシバナゲーム、人生会議やりビングウィールを通して、人生の最終段階におけるケア、過ごし方について受講生同士、担当教員と受講生との話し合いを重ねながら検討した。

モシバナゲーム (www.i-acp.org) とは、米国法人が開発した「GO WISH GAME」を原版として、iACP が日本語翻訳・出版を行う「日本語版」である。iACP のホームページの説明によれば、人生の最期にどう在りたいかについて、カードゲームを通して考えられるし、周りの人々とゲームをしておくだけで、いざというときの判断がしやすくなる。カードには、重病のときや死の間際に

大事なこととして人がよく口にする言葉が書いてあり、たとえば、「どのようにケアして欲しいか」、「誰にそばにいて欲しいか」、そして「自分にとって何が大事か」、という内容であり、1人でも、2人以上でもゲームをすることができる。本授業では、2人～3人でゲームをしてもらった上で、全体で感想や意見を共有した。

そして、「人生会議」とは、アドバンス・ケア・プランニング (<https://www.med.kobe-u.ac.jp/jinsei/index.html>) の愛称であり、人が大切にしていることや望み、どのような医療やケアを望んでいるかについて、自ら考え、また、あなたの信頼する人たちと話し合うことを言う。人生会議は3つのステップがあり、step1は「考えてみましょう：大切にしていることは何かを考える」、step2は「信頼できる人は誰か考えてみましょう：あなたが信頼していて、いざという時にあなたの代わりとして受ける医療やケアについて話し合っほしい人を考える」、step3は「伝えましょう：話し合いの内容を医療・介護従事者に伝えておきましょう」である。本授業では「人生会議」についてその内容と必要性を説明した上で、受講生各々が3つのステップを考えてもらった。

リビングウィールは、人生の最終段階（終末期）を迎えたときの医療の選択について事前に意思表示しておく文書であり、授業では日本尊厳死協会 (<https://songenshi-kyokai.or.jp/living-will>) の文書を用いて、受講生各々がリビングウィールを作成する時間を設けた。

二つ目の学習の内容は、②地域包括ケアシステムに関する資料を通して、人生の最終段階の人やその家族に必要な包括的ケアについて確認した。地域包括ケアシステムの概念や関連報告書を用いて、「最期についての本人と家族の選択と心構えの必要性」、「最期についての本人と家族の意思決定への支援」、「多様な看取りの場所の確保」「多職種間連携による終末期ケアの体制の確立」について現状と課題について共有した。

三つ目の学習内容は、③VTR（「最期まで自分らしく暮らす～在宅療養のすすめ～」 <https://www.youtube.com/watch?v=zhSsLELxvVM&t=518s>）を通して、在宅療養の概要を確認した。最後に、各受講生が当授業の全体を通して学んだことを「死にゆく本人の孤独を防ぎ、住み慣れた地域で人生の最終段階

を安心して過ごすことと、家族の負担が過重にならないことの双方が実現できるために必要なことは何か」という課題（A4・1000字以上）を課した。

（3）学習の成果

学習の成果として、受講生の自主学習における課題の内容から考察する。

受講生の大半は、人生の最終段階の過ごし方や終末期ケア等について、これまで考えたり誰かと話し合ったりしたことがなかったと話していた。本授業を通して住み慣れた生活の場で自分らしく最期を迎えるためには、最期についての本人と家族の選択と心構えを前提として、自宅や介護施設をはじめとする多様な看取りの場が確保され、多職種間連携による終末期ケアの体制が欠かせないことを理解したという感想が多かった。特に、モシバナゲーム、人生会議やリビングウィールを通して、死にゆく人とその家族には医療や介護ニーズのみならず、生活支援ニーズ、情緒的ニーズ、スピリチュアルな苦痛に対する支援も重要であることの理解が得られたものと思われる。

（孔英珠）

13. 中間・最終総括（担当：山田美保）

（1）参加学生

中間総括（12/8）を行った学生は、6名であった。これらの学生の実習状況は、代替プログラムのみ（4名）、配属実習4日間+代替プログラム（1名）、配属実習9日間+代替プログラム（1名）となっていた。最終総括（12/22）は、代替プログラムのみ（4名）、配属10日間+代替プログラム（4名）、配属17日間+代替プログラム（3名）の計12名が実施した。

（2）学習の内容

中間総括では、実習計画書に設定された小目標に対する取り組みと達成状況を振り返った。また、前半のプログラムで得られた知識・技術および実習に対する姿勢や態度への自己評価をワークシートにまとめた。これらの内容を全員で共有し、実習前半の学習成果および課題についてディスカッションを行った。

最終総括では、4グループに分かれ、代替プログラムでの体験を共有し、成果と課題への気づきを深める活動を実施した。その後、個別に実習計画書の小目標に対する達成状況を振り返り、自己評価に取り組んだ。自己評価では、「実習への関心・意欲」、「実習に取り組む姿勢・態度」、「社会福祉サービス利用者等に関する理解」、「ソーシャルワークの方法に関する理解」、「他職種・他機関との連携におけるソーシャルワーカーの役割理解」、「社会福祉専門職の価値・倫理に関する理解」、「社会資源に関する理解」、「実習での出来事や学びを他者が理解しやすいように記録する技術」(8項目)について、本学の成績評価基準にそってS～Dで評価し、そのように評価する理由をワークシートに記述した。

(3) 学習の成果

中間・最終総括での振り返りをもとに、学生が本プログラムでの学びをどのように捉えたかをみていく。中間総括では、全員が実習計画で設定した小目標を概ね達成できたとしていた。また、社会福祉の理念を社会問題に関連づけて考え、議論することで、社会福祉が求められる背景やマイクロ～マクロの視点を持つ重要性を再認識したとしていた。一方、マイクロの状況からマクロの課題を見出すことは難しく、十分にできなかったと感じていた。また、外部講師の講義や視聴覚教材を通して、異なる分野での実践やソーシャルワーカーの役割、専門職として求められる姿勢をイメージできるようになったと述べていた。事例検討では、問題解決に必要な支援や制度の選定にとどまらず、それらを活用するためのニーズに目を向けられるようになったことを学習成果としていた。しかし、自らが立案した支援計画を指導者と振り返る機会がなく、計画内容の妥当性を確認できていないことを課題として挙げていた。

学生が参加するプログラム(実習内容)は、実習状況(代替のみ、配属10日+代替、配属17日+代替)により異なっている。そこで、最終総括で実施した自己評価について、便宜的にS(5点)～D(1点)に置き換えて平均値を求め、実習状況により自己評価に違いがあるかを確認した。一部の項目で差があったものの、平均値の範囲や傾向に大きな差は認められなかった。そのため、学生の実習状況は、本プログラムに対する自己評価に影響していないと考

え、最終総括参加者全体の自己評価内容から学生が実習での学びをどう捉えたかを考察する。

学生の自己評価が高かった項目は「実習への関心・意欲」と「社会福祉専門職の価値・倫理に関する理解」であった。「実習への関心・意欲」では、幅広い分野の実践に関する知識の獲得、ソーシャルワークの社会的意義の再認識による関心の高まりがその理由として挙げられていた。また、社会問題に対する自身の考えを明確にできたことが本項目を高く評価することにつながっていた。一方、学内で行われる本プログラムは、現場特有の緊張感を得ることが難しく、実習意欲の維持を困難にしていたこともうかがえた。「社会福祉専門職の価値・倫理に関する理解」に対する評価の主な理由は、当事者主体や利用者の権利といった理念がどのように実践されているか具体的に理解できたというものだった。また配属実習では、日々の活動に集中するあまりに価値・倫理への意識が薄れがちになっていたのに対し、本プログラムでは価値・倫理の視点からソーシャルワークを確認する機会が多くあったとの記述もあった。

自己評価が低かった項目は「ソーシャルワークの方法に関する理解」と「他職種・他機関との連携におけるソーシャルワーカーの役割」であった。「ソーシャルワークの方法に関する理解」では、外部講師の講義を通して、ソーシャルワークの展開方法や実践上の留意点を具体的に学べたことを評価していた。しかし、実際に支援を観察したり、利用者に関わったりする機会がなく、十分に学べたとは言えないと考えているようだった。同様に、「他職種・他機関との連携におけるソーシャルワーカーの役割」では、連携の重要性やソーシャルワーカーが担う役割の概要は理解したが、連携方法など具体的な内容の理解には至らなかったと述べていた。

学生は「実習に取り組む姿勢・態度」について、意欲的かつ主体的に実習に取り組む姿勢を維持できたことを評価していた。一方で、質問が思い浮かばなかったり、自主学习課題の問いを掘り下げて考えられなかったりしたことから専門知識不足の解消を今後の課題としていた。「社会福祉サービス利用者等に関する理解」では、直接的な関わりがなかったことを学びの限界としたうえで、異なるニーズを持つ人々の生活状況に触れる機会を通して、多角的に生活を捉

える視点や必要とされる情報に関する知識を獲得できたと考えていた。「社会資源に関する理解」については、社会資源の種類や性質にとどまらず、地域アセスメントなど社会資源を活用のための実践方法を学ぶことができたとしていた。「記録の技術」については、日々の実習記録に加え、自主学習課題の中で、自分の考えを言語化する機会が多い中、その難しさを実感しつつも、他者にわかりやすく伝えるスキルに対し一定の自信を持つことができたことがうかがえた。

このように、学生はソーシャルワーク専門職としての視点を養い、利用者や社会資源の捉え方を拡充できたことを本プログラムの学びの成果と捉えていることが考察された。一方、昨年度の報告でも課題として指摘されていた本プログラムの実施形態に起因する実践的経験の不足⁽¹¹⁾は、学生の自己評価を低くしている可能性が示唆された。この課題を解消する方策として、北米のソーシャルワーク教育では、プロの演劇俳優がクライアントを演じてロールプレイを行う「シミュレーション・プラクティス・モデル (SPM)」の活用が検討されているとの報告がある⁽¹²⁾。実際に取り入れるには、運用面での課題もあるようだが、パンデミック下の実習教育において、実践的経験を担保する方法として検討する意義はあると考える。 (山田美保)

IV. ソーシャルワーク実習における今後の課題

1. COVID-19 禍における学内代替実習の課題 (担当：穴井あけみ)

COVID-19 禍でのソーシャルワーク実習が2年目となり、今回の実習調整は前年度と比較して時間を要した。実習先の施設等において実習受入れ基準が徐々に確立され、実習受入れに慎重な姿勢がみられたこと、また実習開始直後の2021(令和3)年8月20日から同年9月12日に福岡県に緊急事態宣言が発令されたこと等が主な理由である。

数ヶ所の実習先では、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種やPCR検査を必須とするところもあり、学生への説明や確認、調整等に追われた。これは、厚生労働省が2021(令和3)年6月10日付け事務連絡「新型コロナウイ

ルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の養成所等の実習施設への周知事項等について（周知）」を示し、医療・介護関係職種の実習生を医療機関等で受け入れるにあたり、ワクチン接種やPCR検査などが、実習生受け入れの必須要件にならないよう、養成施設と受け入れ機関とで積極的な対話を行うよう努めてほしいと求めたことによる。

本学でも、この文書を実習先へ郵送する等の対応を行ったが、実習先の「利用者への感染を防ぎたい。」という重責も十分に理解できた。そのため、大学側が学生に丁寧の説明を行い、あくまで強制とにならないよう選択肢を示した。実習指導室としては、現場での実習といった貴重な機会を保障したいと願う一方で、福祉サービス利用者の生活や、支援する職員の日々の奮闘に思いをはせると非常に悩ましい思いであった。

そのようななか、実習指導者の方々は可能な限り実習を受け入れようとしてくださった。当然ながら、感染状況により直前で受入が困難になることや、実習を中断・中止する場合があることを両方で確認の上での調整であった。その際、学内代替実習の実施有無について尋ねられることも多く、大学として体制を整えていることを伝えると、安心して実習受入れの準備を進めてくださった。感染状況など、先の見通しが立たない状況においては、「代替実習」の存在が、実習先にとっても、学生にとっても学びの保障として安心材料になることがうかがえた。

代替実習は、あくまで「代替」の実習であり、現場での実習で得られる実践的経験はどうしても乏しくなってしまう。しかし、現在のCOVID-19禍や災害等の状況下では、代替実習は特別なものではなく、体制を整えておくことが必須のものとなっている。これからはより一層、実習先や専門職団体との連携、ICTの活用などで、いかに代替実習の質を担保するかを検討していく必要があるだろう。（穴井あけみ）

2. 新カリキュラムへの移行に向けての課題

ー日本ソーシャルワーク教育学校連盟九州ブロック研究大会報告ー

(担当：倉光晃子)

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟、2021（令和3）年度九州ブロック研究大会が2022（令和3）年2月18日（金）に開催された。今大会のテーマとして「コロナ禍での新カリキュラムのソーシャルワーク実習教育への取り組みと不安・戸惑い」が掲げられ、行われた。次年度より社会福祉士及び精神保健福祉士の養成課程のカリキュラムが改訂となり、新型コロナウイルス感染の対応に追われる中、新カリキュラムへの対応や検討を求められる状況であるが、この大会において新カリキュラムへの対応を県内の養成大学で協力して検討してきた他県での取り組みが話題提供され、新カリキュラム実施に向けてのヒントやアイデアを得る機会となった。また、実習教育に関する情報交換の時間が設けられ、各大学の新カリキュラムに向けての不安や悩み、希望などを共有した。これらの内容について以下に報告する。

話題提供では、「社会福祉士・精神保健福祉士の新カリキュラム実施に向けた具体的方法ー長崎県社会福祉士・精神保健福祉士連絡協議会の取り組みからー」と題して、本大会開催県である長崎県の3つの大学より基調報告、実践報告がなされた。社会福祉士・精神保健福祉士の新カリキュラムの方針に基づく各大学のアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマ・ポリシーを踏まえた養成方針の確認、実習・演習科目の履修時期の調整や複数資格取得等を含めた履修モデルの作成等の新カリキュラムに関する実務を円滑に進めるための学内体制の検討、長崎県の各大学の特徴・養成の差別化、実習先に対する新カリキュラムにおける実習指導内容の理解と実習先の確保・拡大、学生への丁寧な説明、新型コロナウイルス感染拡大の影響による実習対応といった具体的な取り組み体制について情報提供がなされた。また、3つの大学での連携及び実習先・職能団体との連携の取り組みとして、ソーシャルワーク人材確保と新たな社会福祉士・精神保健福祉士養成に関する意見交換会の実施について報告された。近年ソーシャルワーク教育学校連盟では、地域においてソーシャルワーク人材を確保するために、地域の養成校と実習を受け入れてい

る施設・機関・職能及び経営者などの業界団体が協働し、社会福祉士及び精神保健福祉士の養成・育成と一緒に取り組むプラットフォームの構築の推進が謳われているが、その具体的な取り組みが示された。

とはいえ、新型コロナウイルス感染症感染拡大の収束の目途がつかない中、新カリキュラムを滞りなく遂行することは困難であることが予測される。新カリキュラムでは、実習時間が拡大される。実習プログラムの内容も、ミクロレベルのソーシャルワーク実習に留まらず、メゾレベル、マクロレベルの実習プログラムの計画が求められる。今大会の実習教育に関する情報交換会では、この状況下において安全に実習を進めるには、新カリキュラムの広範に渡る実習内容を学習する機会を確保できるか、実習に協力を得られる施設・機関を確保することができるかが懸念事項として多くあげられた。また現状として、昨年度より新型コロナウイルス感染症感染拡大の問題が深刻化し、その影響により実習中止を余儀なくされ対応に追われたが、学内実習を行わず、極力現場実習を実施できるよう調整・対応している大学が多くあることがわかった。しかし、医療機関での実習はこの状況下で受け入れ不可となり、学内実習や代替プログラムで対応したり、実習先の種別を変更する形で対応していることで学生の実習に対する意欲への影響も気になるといった不安の声もあがった。社会福祉分野、精神保健福祉分野で将来医療機関での就職を希望している学生から、実習が叶わず現場業務をイメージすることが出来ないため、就職先として進路選択するにあたり不安を感じるという声も聞かれるという報告もなされた。さらに、学内実習では実態を伝えきれず限界があり、現場実習を受けた学生と現場実習が叶わず学内実習または代替プログラムを受けた学生と習得状況や意識に差が生じている状況も挙げられた。

今後も続いていく“With コロナ”の状況の下、2022（令和4）年度より新カリキュラム移行に伴うソーシャルワーク実習Ⅰとソーシャルワーク実習Ⅱの2つの実習を実施することとなるが、これらの現状や課題を整理し、本学として具体的にどのような対策を行っていくべきか、地域の実習協力施設・機関と協働・連携しながら検討することが必要ではないかと考える。（倉光晃子）

V. おわりに

本学の学内代替実習は、事務局との折衝により、通常のソーシャルワーク実習（24日間180時間）を自主学習の時間を含め90コマの実習に設定した（表2）。また対面形式で実施したものの、現場実習を意識した「演習」が限界であった。そのため実習時間（量）と社会福祉専門職を養成するという「質」の担保の不安は否めない。

新カリキュラムのソーシャルワーク実習は、旧カリキュラムの実習（24日間180時間）に10日間（75時間）増え、実習先も2ヶ所となる（本学の場合）。社会福祉実習指導室は、通常のソーシャルワークワーク実習（現場実習）と学内代替実習、そして新カリキュラム実習の準備と全ての実習を滞りなく遂行できるように、日々実習先、学生（実習生）、教職員との連絡調整業務等に努めている。それは実習関係の手続きだけでなく、実習前から実習後のサポートまで、常に学生（実習生）に一貫して寄り添い続ける業務である。

新カリキュラムに移行される新たな実習体制を視野に入れたなかで、今後のソーシャルワーク実習教育には、学内組織の連携強化のみならず、社会福祉学科、実習指導室と学外組織、具体的には社会福祉の専門職団体や地域社会との連携が必要と考える。専門職団体との連携は、学生（学内代替実習の場合は、実習生）に社会福祉士（国家資格）や業務内容は勿論のこと、実践現場を担われているまさに専門職からの「ソーシャルワーク」実習教育が可能となる。

他方で、周知のとおり社会福祉実践現場における専門職の人材確保は難しく、社会福祉士の有資格者として一定の条件を満たす実習指導者が配置される実習先を確保することは容易ではない。実習時間の量的拡大と質的向上が要求されている新たなソーシャルワーク実習教育を進めていくためには、これまでのような大学と実習先との二者間を中心とした連携には限界があり、専門職団体や同業者団体、地域の諸団体などを加えた連携システムの構築が必要になろう。

2016（平成28）年改正社会福祉法では、社会福祉法人に地域における公益的な取組の実施に関する責務規定が創設された（法24条）。そのため、各法人において地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、法人の自主性、創意工夫による多

様な地域貢献活動が実施されている。一例ではあるが、地域社会を担う社会福祉法人との連携は、実習事前学習（事前ボランティアを含む）での学びを深めることが可能になる。2年にわたる COVID-19 禍での学内代替実習の限界を検証しつつ、より広い視点からソーシャルワーク実習教育体制を構築していくことは、感染症の拡大や災害発生時においても持続可能な専門職養成に繋がると考える。

今後、各大学で行われた代替実習での様々な工夫、ICT の活かし方などの情報を共有すると共に、どのような方法を取れば定められた実習のねらいを代替実習において達成することが可能なのかについて、検討・検証・研究などを行うことが重要である。（河谷はるみ・平直子）

謝辞：授業をご担当いただいた長野圭介氏、松澤秀樹氏、坂本沙織氏、外部講師としてお話をいただいた御手洗あゆ実様・永田知美様（太宰府市社会福祉協議会）、志垣卓弥様（社会福祉法人葦の家福祉会）、白水竜一様（たたりハビリテーション病院）、庄山真美様（太宰府つどいの家）、木山淳一様（福岡県社会福祉士会）、そしてご協力いただいた西南学院大学社会福祉実習指導室の池田千夏氏と堀千鶴氏、教育支援部教務課の鶴林那奈氏に心より感謝を申し上げます。

【参考文献】

- 厚生労働省（2007）「社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」（<https://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/dl/shakai-kaigo-yousei01.pdf>, 2022.4.3）.
- 社会福祉士養成講座編集委員会編（2015）『新・社会福祉士養成講座⑥ 相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版
- 中村和彦（2021）日本ソーシャルワーク教育学校連盟編『ソーシャルワークの理論と方法（精神専門）』中央法規出版
- 日本ソーシャルワーク教育学校連盟（2021）『無関心が生む不正義と不誠実を乗り越えるソーシャルワーク教育』第50回全国社会福祉教育セミナー2021要旨集』
- 日本ソーシャルワーク教育学校連盟（2022）『「感染症の拡大や災害発生における、持続的な社会福祉士養成教育の在り方に関する調査研究事業」実施報告書』

- (1) 西南学院大学学生便覧 (2022)「人間科学部社会福祉学科」. p.180
- (2) 倉田康路・山本佳代子・山田美保・河谷はるみ・田中康雄・萩沢友一・倉光晃子・孔英珠・穴井あけみ (2021)「ソーシャルワーク実習における学内代替プログラムの作成と教育実践—西南学院大学・社会福祉学科での取り組みから—」『西南学院大学人間科学論集』17 (1). p.163
- (3) 日本ソーシャルワーク教育学校連盟「ソーシャルワーク実習指導・実習のための教育ガイドライン」(2021年8月改訂版)
- (4) 全国社会福祉法人経営者協議会「社会福祉法人・福祉施設におけるリスクマネジメントの基本的な視点」[改訂版](2016年8月)
- (5) 松本望ら (2021)「COVID-19によるソーシャルワーク実習教育への影響」北海道社会福祉研究 (41). p.76-86
- (6) 池埜聡 (2021)「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に伴うソーシャルワーク実習への対応策」Human Welfare 13 (1). p.67-80
- (7) 山田雅子「特別養護老人ホームでのそうだったのか感染対策②」2020年6月29日, https://www.youtube.com/watch?v=fGEvr7L-6_w (最終閲覧日: 2021 (令和3) 年11月30日)
- (8) 池本薫規 (2015)「相談援助実習におけるディベート実践の方法と展開」佛教大学福祉教育開発センター紀要第12号. p.139-150
- (9) 崔允姫 (2018)「特別養護老人ホームにおける組織マネジメントが介護職の人材定着に影響を及ぼす要因—施設経営管理職へのインタビュー調査を中心として—」社会福祉学 59 (1). p.40-55
- (10) P.F.Drucker 著, 上田惇生訳 (2019)『MANAGING THE NONPROFIT ORGANIZATION: 非営利組織の経営』. ダイアモンド社. p.2
- (11) 倉田・山本・山田・河谷・田中・萩沢・倉光・孔・穴井 (2). 前掲論文. p.131-165
- (12) 池埜総 (2021)「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に伴うソーシャルワーク実習への対応策: 北米スクール・オブ・ソーシャルワークの挑戦から見えてくるもの」『Human Welfare: HW』13 (1). p.67-80